

赤い羽根 福祉のまちづくり活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉のまちづくりの推進に向け、住民が自発的かつ組織的に行なう先駆的な福祉活動や、高齢者等の要援護者のニーズに沿い、柔軟かつ多様な福祉活動に取り組む団体を育成するために、社会福祉法人 早島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、早島町共同募金委員会の支援を受けて活動費を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(財源)

第2条 助成金の財源として、社会福祉法人 岡山県共同募金会から早島町共同募金委員会へ配分される「赤い羽根 まちづくり福祉活動助成事業」の助成金を充当する。

(助成対象団体)

第3条 助成対象団体は、町内の自治会町内会や福祉団体、非営利活動団体など「福祉のまちづくり」に取り組むことができる団体で、次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 活動の拠点を町内に置く団体
- (2) 町民や在勤者が主体的に取り組む団体
- (3) 本会と協働して活動できる団体
- (4) 1年以上の活動を行っている団体

2 前項第4号に関し、1年未満又はこれから活動を開始する団体については、その活動内容が先駆的かつ活動による効果が特に期待できると認められる場合、助成対象団体とする。

(助成対象活動)

第4条 助成対象活動は、次に掲げる福祉のまちづくり活動とする。

- (1) 町民の福祉に対する関心や意識を高めるための活動（福祉講演会の開催 等）
- (2) 町民が主体的に地域の問題を考え解決していくための活動（福祉ニーズ調査、福祉座談会や小地域ケア会議の開催、支え合いマップ作成 等）
- (3) 町民が主体的に行う助け合い活動（要援護者に対する移動支援・買い物代行・家事援助、家屋の軽微補修などの支援活動 等）
- (4) 町民の地域参加や交流活動を喚起する活動（仲間づくりや介護予防活動 等）
- (5) 同項1号から4号の活動を行うための研究や準備を進める活動

2 その主たる団体活動に本会の別の助成を受けている場合は対象から除く。

3 原則として、備品購入及び資機材等整備に限った活動は対象から除く。ただし、活動実施において、効果的活用が見込まれる場合は、この限りではない。

(助成額)

第5条 1団体10万円を限度として、全体助成額は、岡山県共同募金委員会の配分額を上限とする。

(助成期間)

第6条 助成期間は、助成を受けようとする年度内を範囲とする。

(交付申請)

第7条 前条に定める助成金を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）に添えて、次の各号に掲げる書類を本会会長へ提出しなければならない。

- (1) 活動推進者名簿（様式第1号の2）
- (2) 活動計画書（様式第1号の3）
- (3) 予算書（様式第1号の4）
- (4) 会則等

(交付決定)

第8条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適切であると認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに交付の決定を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条により助成金の交付を受けた団体は、活動が完了したときは速やかに助成金活動実績報告書（様式第3号）に添えて、次の各号に掲げる書類を本会会長へ提出しなければならない。

- (1) 活動内容報告書（様式第3号の2）
- (2) 収支決算書（様式第3号の3）
- (3) 活動実施が確認できる資料

(助成金の返還)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付の申請について不正の事実があったとき
- (2) 助成金を助成の目的以外に使用した事実があったとき
- (3) 助成を行った活動を中止したとき
- (4) 助成を行った活動を遂行する見込みがなくなったと認めたとき
- (5) 実際の活動費総額に対し、既にその額を超える助成金が交付されているとき
- (6) その他、この要綱に違反したと認めたとき

(活動の公表)

第11条 活動の内容や状況は、本会広報誌等で広く町民に公表するものとする。

2 助成対象活動を行う際の印刷物や看板等には、「赤い羽根共同募金運動のシンボルマーク」を明示するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の変更は、平成29年4月1日から施行する。